

2020年2月27日
同年3月2日（変更）

関係各位

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う時差出勤・相談対応のお知らせ

当協議会は、新型コロナウイルスによる感染リスクの軽減と職員の安全確保のために、下記のとおり、時差出勤を実施いたします。

また、当該期間内の相談対応についても、下記のとおりといたします。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 時差出勤

【期間】 2020年2月28日（金）から同年3月31日まで（当面）

【内容】 事務局職員の出勤時間を「午前10時」に変更

2 相談対応

【対応時間】 午前10時～午後5時30分（土日祝日を除く）

【対応方法】 可能な限り「電話」での相談をご利用ください。

電話番号：03-3261-3811

※ 時差出勤実施期間中の「来訪」してのご相談は、お控えいただきますようお願いいたします。

やむを得ず来訪して相談をしたい場合には、予め、①電話にて事前予約（必須）の上、②概ねの相談内容をお知らせいただきますよう、お願いいたします。

※ 相談等の対応の際には、職員がマスクを着用させていただく場合がございます。ご了承ください。

実施期間等につきましては、同感染症の今後の状況を注視しながら、期間短縮や期間延長も検討する予定です。

以上